

日本国経済産業省近畿経済産業局及び

ベトナム社会主義共和国ドンナイ省人民委員会

による経済協力枠組

日本国経済産業省近畿経済産業局（以下、「近畿経済産業局」という）及びベトナム社会主義共和国ドンナイ省人民委員会（以下、「ドンナイ省人民委員会」という）は、近畿経済産業局とドンナイ省人民委員会の持続的な経済協力関係の構築及び強化を通じ、関西とドンナイ省の経済発展を促進するため、両国の法律規定に適合する範囲内で、以下の事項について協力を行う。

1. 裾野産業育成に関する協力

近畿経済産業局及びドンナイ省人民委員会は、ドンナイ省における裾野産業育成及び集積を促進するため、関西の裾野産業企業がドンナイ省に進出しやすいビジネス環境の整備を推進する。このため、ドンナイ省人民委員会は、ドンナイ省に進出済み、又は進出する意向を有する関西及び日本企業に対する各種アドバイスや情報提供を行うための機能（日本デスク及びコーディネータ組織）を継続的に改善し、近畿経済産業局は、日本デスク及びコーディネータ組織と連携してドンナイ省への裾野産業企業の適正な進出を促進する。なお、本取組の円滑化のために、以下の事項に関する実践可能な措置について協議し、実行する。

- (1) 支援協力体制の継続改善
- (2) ドンナイ省に進出意向を持つ関西及び日本企業の紹介の促進
- (3) 行政手続の効率化の継続改善
- (4) 日本デスク及びコーディネータ組織の活動状況等の定期的な情報交換

2. 産業人材育成・供給に関する協力

ドンナイ省における産業人材が、将来、ベトナム産業界を牽引し得る産業人材となり広く活躍できるようにするため、近畿経済産業局及びドンナイ省人民委員会は、ベトナム人産業人材の育成を促進し、関西及び日本企業に供給するための取組を行う。このため、両機関は、日本及びベトナムの関係機関と連携し、以下の事項に関する実践可能な措置について協議し、実行する。

- (1) 支援協力体制の継続改善
- (2) 産業人材育成プログラムの実施
- (3) 産業人材供給の仕組みの構築

3. 環境・省エネ分野における経済協力

近畿経済産業局及びドンナイ省人民委員会は、ドンナイ省内の工業団地における排水処理等の環境の改善及びエネルギー消費の効率化を促し、温室効果ガス排出削減及び省エネルギーを図る。両機関は緊密な情報共有や問題解決のための適切な協力活動を通じて、環境・省エネ及び温室効果ガス排出削減の分野でのビジネス交流を促進する。

ドンナイ省人民委員会は、近畿経済産業局に対して、環境課題を有する工業団地等の情報提供等を行う。両機関は、本取組の円滑化のため、以下の事項に関する実践可能な措置について協議し、実行する。

(1) ドンナイ省工業団地の温室効果ガス排出削減及びエネルギー管理の効率化促進

(2) 環境・省エネ分野におけるドンナイ省企業と関西企業のビジネス交流促進

4. 連絡部署

近畿経済産業局及びドンナイ省人民委員会は、両機関の迅速かつ実践的な対話を確立し維持するため、両機関の間のあらゆる対話を担当する部署を次のとおり定める。両機関は、直ちに適切な担当者を任命し、相互に通知する。

(1) 近畿経済産業局側： 国際部国際事業課
電話番号：+81.6.6966.6032
e-mail：bzl-kin-kjn2@meti.go.jp

(2) ドンナイ省人民委員会側： 工業団地管理委員会
電話番号：+84.02513.892.378
e-mail：kansai@diza.vn

5. 発行日、有効期間、終了及びその他の事項

本文書はあくまでも近畿経済産業局とドンナイ省人民委員会との経済協力を推進するために策定されたものであり、何ら法的拘束力は持たない。

両機関は、本協力文書における活動の進捗状況について、定期的に見直しを行う。また、取り組んだ協力事業の結果を踏まえ、両機関は、関西及びドンナイ省における経済関係促進のために他の分野への更なる協力の可能性を探求する。

本文書は、2024年9月10日に、日本の東京都にて署名し、署名日から3年間有効であり、両機関で署名された書面に基づいて延長することができる。一方が期限前に解除を求める場合は、その3ヶ月前に書面により相手方に通知する。なお、早期

終了は、既に実施されている協力活動に影響を与えない。

本文書は、日本語版及びベトナム語版各 2 通作成され、それぞれ同等の価値を有する。両機関は各 1 通を所有する。

日本国経済産業省

ベトナム社会主義共和国ドンナイ省

森下 剛志

近畿経済産業局長代理
近畿経済産業局 国際部長

グエン・ティ・ホアン

ドンナイ省人民委員会副委員長